

脱炭素化に資する製品・技術の開発や設備導入等に取り組む中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております

中小企業者向け県制度融資

(R8. 4. 1～)



カーボンニュートラル推進融資

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体	
資金用途	カーボンニュートラルに向けた取組に必要な運転資金・設備資金	
取組例	脱炭素化に資する製品・技術の開発や生産 太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車などの導入 省CO2設備（照明LED化、空調・ボイラー等）の更新・導入 そのほか環境負荷の低減を目指す設備投資 など	
融資限度額	1億円	
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	1.6%以内（保証付き責任共有制度対象外） 1.8%以内（保証付き責任共有制度対象） 2.1%以内（保証なし）	
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
		カーボンニュートラル推進融資に係る事業計画書 （別記様式第8-5）
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

お問合せ

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県 産業労働観光部 経営支援課 金融担当 028-623-3181